



平成26年5月9日

各 位

東京都港区海岸三丁目3番8号  
安田倉庫株式会社  
代表者名 取締役社長 藤田 久行  
(コード番号：9324 東証第1部)  
問合せ先 業務部長 小川 一成  
(TEL. 03 - 3452 - 7311 )

### 英文商号の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

このたび当社は、平成26年5月9日開催の取締役会において、平成26年6月27日開催予定の当社第146回定時株主総会に、下記のとおり、英文商号の変更を含む「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせ致します。

#### 記

#### 1. 英文商号の変更について

##### (1) 変更の理由

現行定款第1条(商号)につきまして、海外において当社の事業領域を訴求するため、商号の英文表記を「Yasuda Logistics Corporation」へ変更するものであります。

##### (2) 変更予定日

平成26年6月27日開催予定の第146回定時株主総会で承認されることを条件として、平成26年6月27日をもって変更する予定であります。

#### 2. 定款の一部変更について

##### (1) 定款変更の理由

- ① 上記英文商号の変更に伴い、第1条(商号)を変更するものであります。
- ② 社外取締役が職務の遂行にあたり、独立性を確保しながら役割を十分に発揮できるように、変更案第28条(社外取締役との責任限定契約)において、法令に定める範囲内で、社外取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。
- ③ 上記のほか、条数の変更等所要の変更を行うものであります。

##### (2) 定款変更の内容

変更の内容は以下の通りであります。

(下線部は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 第1条 (商号) 当社は、安田倉庫株式会社と称し、英文を用いるときは <u>The Yasuda Warehouse Company Limited</u> と称する。  第4章 取締役及び取締役会 (新設)	第1章 総則 第1条 (商号) 当社は、安田倉庫株式会社と称し、英文を用いるときは <u>Yasuda Logistics Corporation</u> と称する。  第4章 取締役及び取締役会 第28条 <u>(社外取締役との責任限定契約)</u> <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u>  —以下条数繰り下げ—
第28条～第42条 (条文省略)	第29条～第43条 (現行どおり)

3. 日程 (予定)

定款変更のための株主総会開催日

平成 26 年 6 月 27 日

定款変更の効力発生日

平成 26 年 6 月 27 日

以上